

国内経済要録

◇「今後の税制のあり方についての答申」

税制調査会は10月4日、中期税制に関する答申(「今後の税制のあり方についての答申」)を行った。今次答申の概要は次のとおり。

- (1) 現在の財政収支不均衡は、適正な経済成長下での税の自然増収だけでは解消できない。
- (2) 一方、国民福祉の向上と国民経済の健全な発展を図る見地から、歳出総額の大幅削減により財政の縮小均衡を図る方策は不適當である。
- (3) 従って、税負担の引上げが必要となるが、既存税制

のうち、租税特別措置等の整理合理化、法人税・間接税の引上げ等による増収には限度がある。また、所得税および個人住民税についても、国民の負担感が強いことをも考え合わせると、これに大幅増加を求めることにはおのずから限度がある。このような事情からすれば、今後予想される巨額の税収不足を賄う対策としては、最終的には一般消費税の導入を考えざるを得ず、国民の十分な理解を求めつつ、できるだけ早期に実施に踏みきる決意をもつことが必要である。

◇昭和52年度地方債計画の改定

自治省は10月3日、国の予算補正に伴い、昭和52年度地方債計画の改定計画を発表した。今次改定計画の主な内容は次のとおり(昭和52年度地方債計画については2月号「要録」を参照)。

- (1) 改定後の起債計画総額は5兆5,570億円、前年度最終計画対比11.7%増。
- (2) 6月に本年度限りとして許可された臨時都道府県道整備事業債1,500億円を措置する。
- (3) 総合経済対策(9月3日決定)の一環としての単独事業の財源1,500億円を地方債で措置する。
- (4) 国の予算補正に伴う地方公共団体負担分2,008億円を地方債で措置する。

昭和52年度地方債計画の改定計画

(単位・億円、カッコ内は前年比%)

	改 定 後	改 定 前	改定額
一 般 会 計 債	30,861(+ 32.0)	27,181(+ 24.0)	3,680
一 般 公 共	9,709(+ 23.5)	8,507(+ 28.9)	1,202
災 害 復 旧	1,063(- 23.0)	906(+ 20.6)	157
一 般 単 独	7,999(+ 86.0)	5,729(+ 20.8)	2,270
うち 臨時都道府県道整備	1,500	—	1,500
臨時河川等整備	500	—	500
準 公 営 企 業 債	8,531(+ 24.5)	7,930(+ 19.5)	601
下 水 道	5,766(+ 36.9)	5,165(+ 29.2)	601
公 営 企 業 債	11,439(+ 6.6)	10,791(+ 1.0)	648
上 水 道	7,297(+ 1.5)	7,150(—)	147
地 下 鉄	2,750(+ 32.2)	2,250(+ 8.2)	500
特 別 地 方 債	4,562(+ 9.7)	4,515(+ 8.5)	47
厚 生 施 設	1,119(- 5.0)	1,100(- 6.6)	19
廃 棄 物 処 理	1,743(+ 22.3)	1,715(+ 20.4)	28
そ の 他 と も 計	55,570(+ 11.7)	50,562(+ 5.3)	5,008
うち 普通会計分	33,951(+ 10.9)	30,174(+ 3.4)	3,777
その他会計分	21,619(+ 13.1)	20,388(+ 8.2)	1,231
(資 金 区 分)			
政 府 資 金	20,139(+ 29.1)	18,500(+ 30.3)	1,639
公 営 公 庫 資 金	6,816(+ 16.9)	6,816(+ 16.9)	—
民 間 資 金	28,615(+ 1.1)	25,246(- 9.8)	3,369
うち 市 場 公 募	5,000(+ 29.9)	4,500(+ 16.9)	500
緑 故	23,615(- 3.4)	20,746(- 14.0)	2,869

(注) 前年比のうち「改定前」欄は前年当初計画比、「改定後」欄は前年最終計画比。

◇雇用の維持・確保に関する大蔵省要請

大蔵省は10月22日、各金融機関団体に対し、雇用の維持・確保に関し、次のとおり傘下金融機関を指導するように要請した。

- (1) 融資にあたり、融資先企業の労使問題に立入ることや、人員整理を融資の条件とすることのないように配慮すること。
- (2) 金融機関における身障者雇用が社会一般に比べ遅れているため、その促進を図ること。